

令和8年度 工事指名等方針

(令和8年6月1日から令和9年5月31日まで)

1. 「競争入札参加資格者格付（ランク）」について

(1) 令和8年度の競争入札参加資格者（以下「有資格者」という。）の格付は、令和8年度天草市工事入札参加者資格審査格付基準により行う。

2. 「工事種類規模別等級表」について

工事の種類	設計金額の規模	対象等級
土木一式工事	1,200万円以上	A
	550万円以上 1,200万円未満	B
	300万円以上 550万円未満	C
	300万円未満	D
建築一式工事	3,400万円以上	A
	1,700万円以上 3,400万円未満	B
	900万円以上 1,700万円未満	C
	900万円未満	D
舗装工事	350万円以上	A
	220万円以上 350万円未満	B
	220万円未満	C
電気及び管工事	900万円以上	A
	350万円以上 900万円未満	B
	350万円未満	C
水道施設工事	900万円以上	A
	350万円以上 900万円未満	B
	350万円未満	C
のり面工事	900万円以上	A
	350万円以上 900万円未満	B
	350万円未満	C

3. 「入札方式に係る基本的な方針」について

(1) 設計金額3,000万円以上の工事については、原則として一般競争入札（条件付一般競争入札を含む。）とする。

(2) 設計金額3,000万円未満の工事については、指名競争入札とする。

4. 「指名に係る基本的な方針」について

工事請負契約に係る工事を指名競争入札に付そうとするときは、天草市公共工事請負契約に係る指名基準（平成18年天草市告示第116号）に基づき指名するとともに、当該工事を施工する旧市町単位の地域（以下「各地域」という。）の有資格者を優先して指名するものとする。詳しくは次の要領で選定を行う。

ただし、建設業法第3条第2項に基づく各許可業種の経営事項審査において、技術員を配置している有資格者を優先して指名する。

- (1) 格付をしている工事の指名については、格付等級（ランク）中心の指名とし、設計金額に相応するランクで、各地域における有資格者を指名する。
- (2) 設計金額に相応するランクの各地域における業者の数が、標準の数（5. 「指名有資格者数」に規定する指名有資格者数。以下、「指名標準数」という。）に満たない場合は、次の順序により指名する。
ただし、指名回数に不均衡があると認められる場合は、他地域の有資格者を指名することができる。

ア 設計金額に相応するランクの近隣地域の有資格者

イ 設計金額に相応するランクの直近上位の当該地域の有資格者

ウ 設計金額に相応するランクの直近上位の近隣地域の有資格者

- (3) 「天草市競争入札参加資格審査に係る市内業者及び準市内業者等の認定基準」に定める市内業者、準市内業者、市外業者の順序により優先して指名する。

5. 「指名有資格者数」について

- (1) 指名する有資格者数は、概ね10者を標準とする。
- (2) 設計金額が350万円未満の小規模工事については5者以上とする。ただし、指名されるべき市内の有資格者の数がこれに満たない場合においては、この限りでない。

6. 「災害復旧工事の指名方法」について

- (1) 各地域において発生した災害復旧工事の指名については、当該各地域の有資格者を優先して指名するものとする。
この場合において、2. 「工事種類規模別等級表」に掲げる上限の設計工事金額に

1. 5 を乗じた額を限度として、各等級に属する有資格者を指名するものとする。
- (2) 上記(1)において、指名する有資格者数が指名標準数に満たない場合は、その地域の設計金額に相応する等級の1等級上位に属する有資格者に限り繰り下げて指名するものとする。
- (3) 上記(2)までにおいて、指名標準数に満たない場合は、設計金額に相応する等級に属する当該地域以外の有資格者を指名するものとする。

7. 「専門工事等の指名方針」について

- (1) 下水道の管布設工事の指名については、施工実績がある市内の有資格者を優先して指名するものとする。
- (2) 土木工作物、家屋等の建築物及びその他の工作物の解体工事の指名については、解体工事業の許可を有する有資格者を指名するものとする。
- (3) 専門工事における格付がない工事種類の指名については、経営事項審査の総合評定値(客観的点数)及び設計額に対する一定割合以上の施工実績を有する各地域の有資格者を優先して指名するものとする。
ただし、公共工事の完成工事高の実績を有しない者からその1件の実績契約額が150万円に満たない競争入札参加有資格者にあつては、設計工事金額が350万円未満の工事に指名することができる。
- (4) 特殊な工事(橋梁、トンネル等)の指名については、設計額に対する一定割合以上の施工実績を有する者を指名するものとする。

8. 「一般競争入札(条件付一般競争入札を含む)の条件の設定」について

- (1) 市で等級の格付をした工事種類(土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、管工事、電気工事、水道施設工事及びのり面工事をいう。)については、入札参加の資格条件として等級を付するものとする。
- (2) 土木一式工事及び建築一式工事にあつては、設計金額が6,000万円以上、舗装工事、管工事、電気工事、水道施設工事及びのり面工事にあつては、設計金額が3,000万円以上の場合には、入札参加の資格条件として、会社の施工実績及び配置する技術者の施工経験の条件を付するものとする。
- (3) 前号以外の工事については、入札参加の資格条件として、経営事項審査の総合評定値(客観的点数)、会社の施工実績及び配置する技術者の施工経験の条件を付するものとする。

9.「資本関係・人的関係のある有資格者の同一の一般競争入札への参加」 について

建設工事等の調達手続きにおける入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一の一般競争入札（条件付一般競争入札含む。）への参加は認めない。